

「家畜共済の共済掛金標準率の算定方式」解説版

【 諮 問 】

【 解 説 】

第 1 家畜共済の共済掛金標準率の算定方式（案）

平成 2 3 年 4 月 1 日以後に開始する共済掛金期間に係る家畜共済の共済関係に適用する共済掛金標準率甲、共済掛金標準率乙及共済掛金標準率丙は、次により算定する。

1 共済掛金標準率甲及び共済掛金標準率乙

（1）料率地域（農業災害補償法（昭和22年法律第185号。以下「法」という。）第115条第2項の地域をいう。以下同じ。）

① 共済目的の種類（法第115条第1項の共済目的の種類をいう。以下同じ。）のうち乳用成牛、成乳牛、育成乳牛、乳用子牛等、肥育用成牛、肥育用子牛、その他の肉用成牛、その他の肉用子牛等、一般馬、種豚、一般肉豚及び特定肉豚については、共済目的の種類ごとの加入見込み頭数が安定的な保険母集団を確保するために必要な一定数を下らない範囲で、原則として、農業共済組合又は共済事業を行う市町村（以下「組合等」という。）の区域若しくは被害発生態様の類似した複数の組合等の区域を併せた地域とする。ただし、組合等の区域の広域化（組合の合併等）等により、組合等の区域内の被害発生態様が異なることとなる等の場合は、当該組合等の区域を分けた地域とする。

② 共済目的の種類のうち乳用種種雄牛、肉用種種雄牛及び種雄馬については、全国の区域とする。

【頭数条件】

共済掛金標準率甲及び共済掛金標準率乙の料率地域の設定は、当該料率地域内における共済目的の種類ごとの加入見込み頭数が一定数（以下「頭数条件」という。）を下らない範囲で行っているが、これは、家畜共済事業の収支相等が図られるよう共済掛金標準率の算定を適切に行うために、安定的な保険母集団を確保する必要があるためである。現在用いている頭数条件は、組合等の収支実態等を踏まえ、下表のとおりとなっている。なお、共済目的の種類のうち、乳用種種雄牛、肉用種種雄牛及び種雄馬については、加入見込み頭数が少ないため、全国の区域を料率地域とし、頭数条件は設けていない。

〔共済目的の種類ごとの頭数条件〕
（単位：頭）

共済目的の種類	北海道	都府県
乳用成牛	20,000	1,300
成乳牛	17,000	1,200
育成乳牛	750	100
乳用子牛等	27,000	800
肥育用成牛	3,000	1,200
肥育用子牛	1,200	250
その他の肉用成牛	1,500	800
その他の肉用子牛等	950	850
一般馬	800	50
	全国	
種豚	700	
一般肉豚	37,000	
特定肉豚	12,000	

(2) 基礎被害率（法第115条第2項の被害率をいう。以下同じ。）
共済目的の種類ごと、料率地域ごと並びに法第115条第1項第1号の死亡及び廃用（以下1において「死廃事故」という。）による損害又は同号の疾病及び傷害（以下1において「病傷事故」という。）による損害の別ごとに、直近3年間の実績金額被害率を基礎として必要に応じ修正を行ったものとする。

(3) 共済掛金標準率甲及び共済掛金標準率乙の算出方法
あらかじめ、共済目的の種類ごと及び料率地域ごとに、死廃事故の基礎被害率に所要の安全率を付加した率（以下「死廃部分標準率」という。）及び病傷事故の基礎被害率に所要の安全率を付加した率（以下「病傷部分標準率」という。）を求めておき、次により算出することとする。

① 共済掛金標準率甲
次の率を合計した率とする。
ア 死廃部分標準率
イ 病傷部分標準率に甲乙比率（病傷事故に係る診療費に占める診療技術料等（法第115条第1項第2号の診療技術料等をいう以外の費用の比率をいう。以下同じ。）を乗じて得られる率

② 共済掛金標準率乙
病傷部分標準率から①のイの率を差し引いて得られる率とする。

【基礎被害率（ d^s_h 及び d^B_h ）の算出方法】

$$\begin{aligned} \bullet d^s_h \text{（死廃基礎被害率）} &= \frac{\Sigma \text{死廃共済金（3年間累計）}}{\Sigma \text{死廃共済金額（3年間累計）}} \\ \bullet d^B_h \text{（病傷基礎被害率）} &= \frac{\Sigma \text{病傷共済金（3年間累計）}}{\Sigma \text{病傷共済金額（3年間累計）}} \end{aligned}$$

※1 「共済金額」及び「共済金」は、平成19年度～21年度の年度区分に係るものとする。
※2 「実績金額被害率の必要に応じた修正」とは、病傷共済金について、平成23年度から適用する家畜共済診療点数ベースの値に換算する等の修正をいう。

【死廃部分標準率（ P^s ）の算出方法】

$$P^s \text{（死廃部分標準率）} = d^s_h \text{（死廃基礎被害率）} + \text{（安全率）}$$

※ 死廃部分の「安全率」とは
死廃部分標準率を算出する際に、死廃事故の基礎被害率に加える安全率は、当該安全率の付加によって、将来発生する被害により組合等の支出超過が発生する確率を一定程度に抑えるために付加する率である。

【病傷部分標準率（ P^B ）の算出方法】

$$P^B \text{（病傷部分標準率）} = d^B_h \text{（病傷基礎被害率）} + \text{（安全率）}$$

※ 病傷部分の「安全率」とは
病傷部分標準率を算出する際に、病傷事故の基礎被害率に加える安全率は、当該安全率の付加によって、将来発生する被害により組合等の支出超過が発生する確率を一定程度に抑えるために付加する率である。

【共済掛金率標準率甲（ $P^甲$ ）の算出方法】

$$P^甲 \text{（共済掛金標準率甲）} = P^s \text{（死廃部分標準率）} + P^B \text{（病傷部分標準率）} \times U \text{（甲乙比率）}$$

※ U（甲乙比率）とは
病傷事故に係る診療費のうち、医薬品費、医薬品器具及び機械の償却費、往診用車両の修理費及び燃料費等の直接費（診療技術料等以外の費用）が占める割合をいう。
なお、このUの算定に使用する病傷事故に係る診療費（病傷共済金）は、平成19年度から21年度までの実績を、平成23年度以降適用する診療点数ベースに換算したものとする。

【共済掛金標準率乙（ $P^乙$ ）の算出方法】

$$P^乙 \text{（共済掛金標準率乙）} = P^B \text{（病傷部分標準率）} - P^B \times U \text{（甲乙比率）}$$

2 共済掛金標準率丙

(1) 料率地域

全国の区域とする。

(2) 基礎被害率

共済目的の種類ごと並びに法第115条第1項第3号の家畜異常事故に該当する死亡及び廃用（以下2において「死廃事故」という。）による損害又は当該家畜異常事故に該当する疾病（以下2において「疾病事故」という。）による損害の別ごとの直近20年間の実績金額被害率とする。

(3) 共済掛金標準率丙の算出方法

共済目的の種類ごと及び料率地域ごとに、死廃事故及び疾病事故の基礎被害率を合計したものを共済掛金標準率丙とする。

【頭数条件】

共済掛金標準率丙については、当該率の算定に用いるデータ（家畜異常事故に該当する事故家畜に係る共済金の支払額等）が少ないため、全国の区域を料率地域とし、頭数条件は設けていない。

【基礎被害率（ $d_{丙_h}$ ）の算出方法】

直近20年間の実績金額被害率は、死廃事故及び病傷事故の別ごとの直近20年間の実績金額被害率（家畜異常事故に該当するものに限る。なお、現在は、疾病事故は家畜異常事故の対象とされていない。）により算出し、当該率を基礎被害率とする。

$$d_{丙_h}（異常事故基礎被害率） = \frac{\Sigma \text{異常事故共済金（20年間累計）}}{\Sigma \text{共済金額（20年間累計）}}$$

※ 「共済金額」及び「異常事故共済金」は、平成2年度～平成21年度までの年度区分に係るもの。

【共済掛金標準率丙（ $P_{丙}$ ）の算出方法】

$$P_{丙}（共済掛金標準率丙） = d_{丙_h}（異常事故基礎被害率）$$